

景品表示法による「ステルスマーケティング規制」に関して、商品・サービスの広告・宣伝等の「表示ルール」や「ステルスマーケティング」とならないための正しい表示の考え方を例示と共に学びます。

2023年10月1日より「ステルスマーケティング」は 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）違反となりました。これにより、インフルエンサー、アフィリエイターなどを介して商品・サービス等の広告・宣伝を行う場合に、事業者による広告であることが不明瞭であると規制の対象となります。

本コースでは、「ステルスマーケティング規制」に関して、景品表示法や告示の運用基準を紐解きながら、商品・サービスの広告・宣伝等の「表示ルール」や「ステルスマーケティング」とならないための正しい表示の考え方を例示と共に学びます。

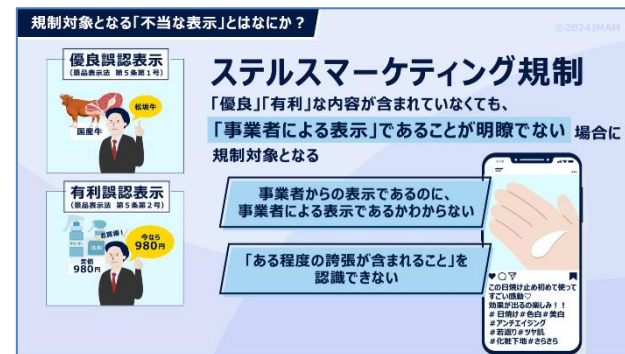
<本コースのねらい>

- ◆「ステルスマーケティング」として景表法が規制する「広告・宣伝等の表示」とはどのようなものか学びます。
- ◆対象となる「事業者」とは誰か、どのような広告・宣伝が「不当な表示」となるか、表示の基礎知識を例示とともに解説します。
- ◆自社製品・サービスをSNSで紹介する場合など、従業員が知っておくべき「ステマ規制」とならないための表示ルールを解説します。

<カリキュラム>

学習のガイダンス

- 1.ステマ表示に規制が必要な理由
- 2.規制対象となる「事業者」とはだれか？
- 3.規制対象となる「不当な表示」とは？
- 4.「ステマ」と判断される「事業者の表示」とは？
- 5.「ステマ」とならないための注意点



<概要>

受講対象者	●ビジネスパーソン全般
監修	●本井 克樹 本井総合法律事務所 弁護士
仕様	●想定学習時間：25分 ●最短実行時間：14分 ●テスト数：1（全5問、ランダム出題）